

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府省名	厚生労働省
-----	-------

法人名	類型名(区分)	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	市場化テストの適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
国立重度知的障害者総合施設のみ園	資産債務型/ 特定事業執行型 <その他(福祉)>	施設の設置・運営					<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設利用者の3割から4割の者を地域生活へ移行 ノーマライゼーションの理念に基づき、施設利用者の3割から4割の者を引き続き地域生活へ移行するとともに、施設利用者の地域生活への移行に関する援助技術を他の知的障害関係施設等への情報提供を充実させる。 ○ 新たな利用ニーズへの対応及びサービスモデルの提供 施設利用者の地域生活への移行状況を踏まえつつ、自傷・他害等の行動障害を有する重度の知的障害者が地域の中で生活できるよう、障害者自立支援法に基づく行動援護、自立訓練等の日中活動サービスを提供するとともに、これらサービスモデルを他の知的障害関係施設等へ提供することを充実させる。 	施設利用者の高齢化等による個々の支援内容の変化や、入所利用者の地域生活への移行等に伴う生活寮の再編等の組織体制の見直し。
	資産債務型/ 特定事業執行型 <その他(福祉)>	調査、研究及び情報の提供				<ul style="list-style-type: none"> ○ 自傷・他害等の行動障害を有するなど、著しく支援が困難な者に対する支援技術等について、関係機関等と連携してその調査研究を行うことにより、重度知的障害者に対する支援技術を確立するとともに、その成果を関係者等に提供することを充実させる。 		
	資産債務型/ 特定事業執行型 <その他(福祉)>	養成及び研修				<ul style="list-style-type: none"> ○ 重度知的障害者の支援業務に従事する者に対して、行動障害を有するなど支援が困難な者に対する支援技術の専門的かつ高度な養成研修を充実させる。 		
	資産債務型/ 特定事業執行型 <その他(福祉)>	援助及び助言				<ul style="list-style-type: none"> ○ 重度知的障害者の支援業務を行う関係施設の求めに応じ、行動障害を有するなど支援が困難な者に対する支援技術の援助・助言を充実させる。 		

※整理表に基づいて簡潔に記載する。「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「市場化テストの活用」、「他法人等への移管・一体的実施」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-)

法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		府省名	厚生労働省	
沿革	昭和46年1月 心身障害者福祉協会設立 同年4月 施設開園(国立コロニーのぞみの園:群馬県高崎市) 平成15年10月 独立行政法人に移行				
役職員数(監事を除く。)及び職員数 (平成19年1月1日現在)	役員数			職員数(実員)	
	法定数	常勤(実員)	非常勤(実員)		
	3人	3人	0人	280人	
国からの財政支出額の推移(17~20年度) (単位:百万円)	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)
	一般会計	2,802	2,678	2,636	2,731
	特別会計				
	計	2,802	2,678	2,636	2,731
	うち運営費交付金	2,701	2,620	2,553	2,641
	うち施設整備費等補助金 うちその他の補助金等	101 0	50 8	68 15	90
支出予算額の推移(17~20年度) (単位:百万円)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)	
	4,641	4,450	4,257	4,257	
利益剰余金(又は繰越欠損金の推移) (17・18年度)	平成17年度		平成18年度		
	繰越欠損金 120		繰越欠損金 120		
発生要因	平成16年度における自己都合等による退職者の多数発生による退職手当の増により、運営費交付金の受入額に対して運営費交付金見合いの支出額が1億2千万円多くなったことによる発生。				
見直し案	-				
運営費交付金債務残高(17・18年度) (単位:百万円)	平成17年度		平成18年度		
	82		317		
行政サービス実施コストの推移(17~20年度) (単位:百万円)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)	
	3,090	2,785	2,900	3,011	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額(単位:百万円)	1. 施設利用者の3~4割の地域生活への移行等による物件費の縮減 物件費の節減 20年度は18年度より△43,562千円を予定(対18年度比△5.09%) 2. 運営費交付金について、当法人においても団塊世代の大量退職期を迎え、退職手当の確保が喫緊の課題となっており、他の独立行政法人と同様に、退職手当に相当する経費を除き次期中期目標期間の最終年度(24年度)の額を今期中期目標期間の最終年度(19年度)と比べ、今期中期目標と同水準の節減を目指す。				
中期目標の達成状況(業務運営の効率化に関する事項等)(平成18年度実績)	<主な事項> ① 事業収入について→総事業費に占める割合が18年度は38.57%、19年度は38.84%と中期目標に掲げられた自己収入比率38%以上を達成できる見込み。 ② 運営費交付金について→特殊法人時(平成14年度)と比べ13%以上削減することについて、平成19年度において13.1%減と目標を達成。 * 詳細: 別添参照				

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		-	-	-	-
	所在地		-	-	-	-
	職員数		-	-	-	-
	支部・事業所等で行う事務・事業名		-	-	-	-
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	-	-	-	-
支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)		-	-	-	-	

今期中期目標(15年10月～19年度末)に対する具体的な取組状況

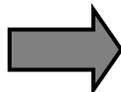
別添

<取組状況>

1, 業務運営の効率化等の事項

① 効率的な業務運営体制の確立

(1) 行政改革の重要方針を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。(※5%以上の削減)
併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進める。



定年退職者の後補充の抑制や給与の計画的な引き下げにより、人員及び人件費を削減

① 常勤職員数(定員・現員)の削減 (※役員を除く)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度
定員	310人	308人	305人	299人
現員(期末)	297人	289人	281人	274人

② 役職員(常勤)の人件費総額の縮減 (※退職手当、福利厚生費を除く)

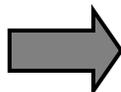
区分	15年度 (独法化後)	16年度	17年度	18年度
人件費	14.9億円	28.2億円	26.1億円	24.6億円※

※行政改革の重要方針への対応状況
17年度に対して△5.7%

③ 役職員の給与の引き下げ

区分	15年度	16年度	17年度	18年度
職員	俸給△1.20% 賞与△0.25月	俸給 △3.50%	俸給 △3.49%	俸給 △3.50%

(2) 一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの)について、19年度の額を、特殊法人時に比べて13%以上削減する。



人件費等を縮減することにより、運営費交付金を削減<目標を達成>

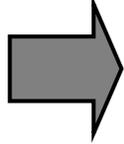
区分	15年度 (独法化後)	16年度	17年度	18年度	19年度
運営費交付金	15.6億円	26.7億円	27.0億円	26.2億円	25.5億円※

※独法化前(14年度)と比較すると、△13.1%

<取組状況>

② 財務内容の改善

自己収入の増加に努めることにより、総事業費に占める自己収入の比率を38%以上に
する。



自己収入の増を図り、総事業費に対して38%以上を確保。
<目標を達成>

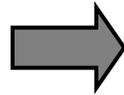
区分	15年度 (独法化後)	16年度	17年度	18年度	19年度
自己収入	8.7億円	17.1億円	16.7億円	16.5億円	16,2億円
比率※	35.6%	39.0%	38.1%	38.6%	38.8%

※総事業費に対する自己収入(事業費収入)の割合

2, 国民に対して提供するサービス等の事項

自立支援のための取組み

入所者の地域移行を積極的に推進し、入所者数を3割から4割程度縮減する。



区分	地域移行者	その他 (死亡等)
15年度	0名	3名
16年度	5名	8名
17年度	6名	4名
18年度	14名	6名
19年度	7名	3名
計	32名	24名

※15年度は、10月から翌年3月までの6か月。
19年度は、7月31日現在。

- ①施設利用者本人と保護者等の理解と同意を得るための説明会や個別相談を実施。
18年度においては、具体的な事例を視覚的に見せるため、地域移行した者の生活紹介ビデオを製作。
- ②移行先の確保を図るため、地方自治体や事業所に対して協力を依頼。
- ③少人数の共同生活を通じて社会性を養う生活体験ホーム事業を実施。
- ④地域移行の受皿として、直営のケアホームを18年度末に設置し、地元出身の入所利用者を中心に受入れ。

→ ※地域移行した者(19年7月31日現在)
32名 (累計)
<入所者数443名 (独法化時との比較△56名)>

第1横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

<事務・事業関係>

該当類型		資産債務型/特定事業執行型<その他(福祉)>	資産債務型/特定事業執行型<その他(福祉)>	資産債務型/特定事業執行型<その他(福祉)>	資産債務型/特定事業執行型<その他(福祉)>
事務・事業名		施設の設置・運営	調査、研究及び情報の提供	養成及び研修	援助及び助言
事務・事業の概要		重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設の設置・運営	知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供	障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修	知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	2,490,411千円 (124,478千円)	78,973千円 (△36,905千円)	51,090千円 (375千円)	20,714千円 (478千円)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	4,012,913千円 (29,872千円)	78,973千円 (△36,905千円)	54,091千円 (3,376千円)	20,714千円 (478千円)
事務・事業に係る定員(19年度)		283 ※役員5名含む	5	3	2
①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体のコスト、人員等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設(知的障害者)の民間施設は存在するが、当法人においては「のぞみの園法」(個別法)に規定される下記事業を実施しており、他の知的障害者関係施設等に対する指導的役割を担っている。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 重度知的障害者の地域移行に向けた調査研究の実施と情報の提供 イ. 知的障害者の支援の業務に従事する者等を対象とした養成・研修の実施 ウ. 障害者支援施設の地域移行に向けた取組に対する援助・助言 ○ 障害者支援施設としての職員配置については、民間施設とほぼ同程度であるが、前述(ア～ウ)の事業を行うために、民間施設には無い職員配置を行っている。 ○ 以上のように、当法人においては、重度知的障害者に対する先導的かつ総合的な支援等、同種の事業を行う民間施設は存在しない。 			
	廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当法人は、重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、施設利用者の地域生活への移行を進めており、立ち後れている知的障害者福祉の推進に少なからず影響を及ぼすため、当法人において今後も引き続き取り組まなければならない。 ○ 当施設の廃止となれば、施設利用者の地域生活への移行が困難となり、立ち後れている知的障害者福祉の推進に少なからず影響を及ぼすとともに、高齢等により地域生活への移行が困難な施設利用者については、施設での生活が余儀なくされていることから、施設を廃することになれば生活の場を失うこととなる。 			
②	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	(主要業務)	調査・研究及び情報の提供、養成・研修、助言・援助の業務は、主要業務(施設運営)を通して得られるものであり、主要業務を基礎として各事業と密接に関連し不可分なものである。		
事業開始からの継続年数		36年5ヶ月(開園時より実施)	3年11ヶ月(独立行政法人移行時<15年10月>より実施)		

(1)
事務・事業
のゼロベース
での見直し

③	<p>これまでの見直し内容</p>	<p>当法人・施設の設立目的が、独法化（平成15年10月）と同時に、自立（地域移行）のための先導的かつ総合的な支援を提供すること等に変更されたことに伴い、支援方針が「終生保護」から「地域生活への移行」へと大きく改められたことから、施設利用者に対する支援方法・内容を大きく変更した。</p> <p>これに合わせ、職員の意識改革に取り組むとともに、組織体制についても、地域移行の推進と施設利用者の支援を総合的に提供するため、地域移行を推進するための体制強化や直接支援部門の統合による支援の充実を図るなど、柔軟な見直しを行った。</p> <p>また、平成18年10月の障害者自立支援法の施行に伴い、これまでの24時間の施設サービスから「居住の場」と「日中活動の場」を分離したサービスを提供することとなったことから、組織・実施体制を整備し、同法に基づく多様な新サービスを円滑に実施するなど、国の政策変更等を踏まえて、事務・事業の見直しを随時行ってきた。</p>	<p>独法化後（平成15年10月）に当法人の事務・事業として個別法や中期目標等に定められたが、中期目標期間の最終年度の平成19年度において事務・事業の見直しの検討を行っている。</p>			
④	<p>国の重点施策との整合性</p>	<p>障害者自立支援法で掲げる「地域生活への移行」の実現、新法上の新サービスの定着に資している。</p>	<p>重度知的障害者についても、障害者自立支援法で掲げる地域生活への移行が可能となるよう調査・研究を行っている。</p>	<p>障害者自立支援法で課せられるサービスを提供できるなど、知的障害者についてより高度で専門的な支援が出来るよう養成・研修を行っている。</p>	<p>障害者自立支援法に関する疑義、知的障害者を取り巻くあらゆる問題等について援助・助言を行っている。</p>	
①	<p>受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)</p>	<p>受益者・負担者＝施設利用者 (障害者自立支援法に基づく費用負担がある)</p>	<p>受益者＝知的障害者及び知的障害者の支援等に従事する者など 負担者＝国</p>	<p>受益者・負担者＝養成・研修の受講者 (費用の全部・一部を負担)</p>	<p>受益者＝知的障害関係施設及び知的障害者本人・保護者など 負担者＝国等</p>	
	<p>財政支出への依存度 (国費／事業費)</p>	62.1%	100.0%	94.5%	100.0%	
②	<p>これまでの指摘に対応する措置</p>	<p>別紙1に記載</p>				
③	<p>諸外国における公的主体による実施状況</p>	<p>アメリカ合衆国において、各州により福祉施策は異なるが、重度知的障害者の入所施設について州立（公営）で実施しているところもある。</p>				

④	<p>財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)</p>	<p>○ これまで、のぞみの園においては、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（個別法）に基づき、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等の取り組みを行ってきた。</p> <p>○ 入所者の地域移行に関しては、重度の障害者を受け入れていることに加え、入所者が高齢であること等により本人や家族の同意を得ることが困難であるが、適切な受け入れ先の確保や、保護者の同意、理解等を得ながら、徐々に定着しつつあり、今後は、少人数の地域生活を通じて社会性を養う生活体験ホームや、群馬県出身者等を中心に近隣にケアホームを設置するとともに、家族や出身自治体の関係者に対して様々な機会を通じて地域移行への理解と協力を依頼等を行い、地域生活への移行を一層推進することとしている。</p> <p>○ また、障害者自立支援法に基づくサービスである「行動援護」事業に係るセミナー・テキストを作成する等、これまでの実践を通じて培われた援助技術を、他の知的障害者関係施設や地域にフィードバックすべく知的障害者の支援に関する調査・研究人材の養成及び研修にも取り組んでいる。</p> <p>○ 今後もこれらの実績・成果を踏まえ、また、昨年度施行された障害者自立支援法の円滑な実施や、知的障害者の地域移行を推進させるための調査・研究等を積極的に実施し、知的障害者の福祉の向上、生活の質の充実に努めるべく全国への情報発信、人材の育成に資するものであると考えている。</p>			
	<p>事務・事業が真に不可欠かどうかの評価</p>	<p>○ 知的障害者福祉の基本的方向である、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者が地域の中で自立した生活ができるよう支援することにある。</p> <p>○ 当法人について、施設利用者の地域生活への移行を一層推進するとともに、民間施設等においては、利用者の地域移行が進んでいない実態を考慮すれば、当法人において施設利用者の地域移行を促進するためのモデル処遇を引き続き実施し、民間施設等に対して、利用者の自立のための効果的な支援方法や必要な情報提供、援助及び助言を行う必要があると考えている。</p> <p>○ また、地域移行が難しい者についても、障害の特性に配慮し、個性を尊重した支援を実施している。</p> <p>今後も国立の唯一の重度知的障害者のモデル的な支援を行う施設として、各自治体等と連携しつつ中心的な役割を果たすことが必要とされていることから、当法人は真に不可欠である。</p>			
<p>事務・事業の見直し案（具体的措置）</p>	<p>施設の設置・運営に関する事業 ア. 施設利用者の3～4割の者の地域生活への移行 ノーマライゼーションの理念に基づき、施設利用者の3割から4割の者を引き続き地域生活へ移行するとともに、地域生活への移行に関する援助技術を他の知的障害者関係施設等へ情報提供する。 イ. 新たな利用ニーズへの対応及びサービスモデルの提供 施設利用者の地域生活への移行状況を踏まえつつ、自傷・他害等の行動障害を有する重度の知的障害者が地域の中で生活できるよう、障害者自立支援法に基づく行動援護、有期限の自立訓練等の日中活動サービスを提供するとともに、これらサービスモデルを他の知的障害者関係施設等へ提供する。</p>	<p>調査、研究及び情報の提供に関する事業 自傷・他害等の行動障害を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援技術等について、関係機関等と連携してその調査研究を行うことにより、重度知的障害者に対する支援技術を確立するとともに、その成果を関係者等に提供する。</p>	<p>養成及び研修に関する事業 重度知的障害者の支援業務に従事する者に対して行動障害を有するなど支援が困難な者に対する支援技術の専門的かつ高度な養成研修を実施する。</p>	<p>障害者支援施設に対する援助及び助言に関する事業 重度知的障害者の支援業務を行う関係施設の求めに応じ行動障害を有するなど支援困難者に対する支援技術の援助・助言を行う。</p>	

		<p>施設利用者の地域生活への移行に伴う利用者減による職員人件費及び物件費の減。 日中活動サービスの実施により、給付費等の自己収入増となり、その結果運営費交付金が減少。</p>	<p>調査研究等各事業で得られた成果を、他の知的障害者関係施設に提供することにより、効果的な支援が可能となり、コストの通減を図ることができる。</p>			
	理由	<p>ノーマライゼーションの理念に基づき、施設から地域という流れの中で、施設利用者の3～4割の地域生活への移行等を引き続き行い、入所者利用者減に伴い組織体制及び職員数減につながる。 新たに障害者自立支援法上のサービスを実施することにより、障害サービス給付費の増加が見込める。</p>	<p>個別法（のぞみの園法）に基づく、他の知的障害者関係施設には無い各事業を実施することにより、効果的な支援技術等を確立し、知的障害者福祉の推進に寄与するため。</p>			
(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否	否	否	否	否	
	可	事業性の有無とその理由				
		民営化を前提とした規制の可能性・内容				
		民営化に向けた措置				
		民営化の時期				
否	民営化しない理由	<p>当法人は、重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等の公的役割を担っており、立ち後れている知的障害者福祉の現状を考えれば、引き続きその役割を担う必要がある。 なお、「のぞみの園」は昭和46年の設立以来、地域での生活や民間施設等での利用が困難な重度・重複の知的障害者の受け入れを行っており、これまで終生保護（終の棲家）としての位置付けであったが、ノーマライゼーションの理念の下、施設から地域へという大きな流れの中で、施設利用者のうち地域生活が可能と考えられる者の地域生活への移行を進めるとともに、高齢等による地域生活への移行が困難な者については当園での生活を余儀なくされること等より、収益・採算性を求めることには向かず、民営化することは困難であることから、引き続き事業を実施する必要がある。</p>	<p>知的障害者の支援技術等の調査・研究については、支援技術等の確立を図るとともに、これら援助技術を他の知的障害者関係施設等に普及させ、できるだけ多くの知的障害者が地域の中で生活ができるようにし、知的障害者等の支援に携わる者の養成及び支援技術等の研修を実施することが必要とされている。 当法人では、のぞみの園法に基づき、知的障害者の支援に関する調査及び研究等について取組み、知的障害者の福祉の向上という公的な目的を実施することを目的として設置されており、立ち遅れている知的障害者を取り巻く環境を前進させるためにも、引き続き事業を行うことが求められる。 上記について、調査・研究の成果は、広く公共の福祉のために用いることを目的としており民間団体等が事業を実施することに馴染まず、当法人において引き続き事業を行う必要がある。</p>	<p>重度知的障害者などの支援に関わる者の養成・研修について、福祉現場の実情を体感することが、より良い学習効果を期待できることから、施設運営と一体的に行うことが適切である。 養成・研修について、障害者自立支援法に基づく「行動援護」事業に係るセミナー・テキストを作成する等、これまでの実践を通じて培われた支援技術を、他の知的障害者関係施設にフィードバックすべく、人材の養成及び研修に取り組んでいる。 今後も、昨年度施行された障害者自立支援法の円滑な実施や、知的障害者の地域移行を推進させるための人材の育成を行うことが求められていること、また、収益・採算性を求めることには向かないことより、民間で実施することは困難であることから、引き続き事業を実施する必要がある。</p>	<p>個別法等に定める業務として、知的障害者関係施設の求めに応じて、重度知的障害者の地域移行の取組などに関する援助・助言を行うこととされているが、当法人の業務となっている重度・重複の知的障害者の自立（地域移行）への取組を実践することにより培われた経験、知識や援助技術のほか、地域移行に関する調査・研究の成果等をもとに行うことにより、効果のある援助・助言が可能となること、また、収益・採算性を求めることは不向きであり、民間で実施することが困難ものであることから引き続き事業を実施する必要がある。</p>	

(3) 官民競争入札等の積極的活用	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他
	官民競争入札等の実施の可否		否	否	否	否
	可	入札種別（官民競争／民間競争）				
		入札実施予定時期				
		事業開始予定時期				
		契約期間				
今後の対応	否	導入しない理由	施設利用者である重度の知的障害者に対しては、各人の障害の状況や生活の状況を十分把握した上で、施設利用者の希望を踏まえて適切に支援する必要があり、当法人がこれまで培った経験、知識や援助技術を活かして支援に当たることが適当。 特に、当法人は個別法等に基づき重度・重複の知的障害者の自立（地域移行）を目的とした業務を行っており、地域移行を進めるためには、施設利用者本人へのきめ細かな支援と、施設利用者及び保護者に対する理解と同意を得るための調整、出身自治体等との協議等、一人ひとり丁寧に粘り強く対応することが必要である。よって、この目的を達成するためには当法人が引き続き実施することが効果的・効率的であるため。	個別法等に定める業務として、重度・重複の知的障害者の地域移行に関する調査・研究を行うこととされている。 実際に業務を行っている当法人のフィールドを活用して実施することにより、 ①テーマに沿った調査・研究体制の確保 ②実践的な調査・研究の実施 ③調査・研究成果の現場における検証 ④検証結果についての次の研究への反映 等を一元的に管理・調整しながら効果的・効率的に実施できることから、引き続き当法人において実施することが適当であるため。	個別法等に定める業務として、全国の知的障害者の支援業務に従事する者に対する養成・研修を行うこととされているが、テーマとして関心の高い地域生活への移行の推進や、障害者自立支援法に基づく様々な新サービスを実施している当法人のフィールドを活用して実施することにより、支援の現場を活用した実践的な養成・研修カリキュラムを提供できるほか、調査・研究成果を研修内容に盛り込むなど、効果的・効率的に実施できることから、引き続き当法人において実施することが適当であるため。	個別法等に定める業務として、知的障害関係施設の求めに応じて、重度知的障害者の地域移行の取組などに関する援助・助言を行うこととされているが、当法人の業務となっている重度・重複の知的障害者の自立（地域移行）への取組を実践することにより培われた経験、知識や援助技術のほか、地域移行に関する調査・研究の成果等をもとにして行うことにより、効果のある援助・助言が可能となることから、引き続き当法人において実施することが適当であるため。

		対象となる事務・事業の内容		施設の設置・運営	調査、研究及び情報の提供	養成及び研修	援助及び助言
		移管の可否		否	否	否	否
(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	移管	可	移管先				
			内容				
			理由				
		否	移管しない理由	<p>○ 当法人は、重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等の公的役割を担っており、立ち後れている知的障害者福祉の現状を考えれば、引き続きその役割を担う必要がある。</p> <p>○ なお、「のぞみの園」は昭和46年の設立以来、地域での生活や民間施設等での利用が困難な重度・重複の知的障害者の受け入れを行っており、これまで終生保護(終の棲家)としての位置付けであったが、ノーマライゼーションの理念の下、施設から地域へという大きな流れの中で、施設利用者のうち地域生活が可能と考えられる者の地域移行を進めるとともに、高齢等による地域生活への移行が困難な者については、当施設での生活を余儀なくされており、引き続き事業を実施する必要がある。</p> <p>○ また、当法人の役割である重度知的障害者の支援技術等の調査・研究を行い、その支援技術等の確立を図るとともに、これら援助技術を他の知的障害関係施設等に伝授し、できるだけ多くの知的障害者が地域の中で生活ができるようにする必要がある。</p> <p>さらに、重度知的障害者の支援に携わる者の養成及び支援技術等の研修を実施する必要がある。</p> <p>上記について、施設利用者の自立のための先導的かつ総合的支援、及びそれに関連する調査研究等を行う独立行政法人は他に存在しないことから、移管することはできない。</p>			
	一体的実施	一体的実施の可否		否	否	否	否
		可	一体的に実施する法人等				
			内容				
			理由				
		否	一体的実施を行わない理由	<p>○ 当法人は、重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等の公的役割を担っており、立ち後れている知的障害者福祉の現状を考えれば、引き続きその役割を担う必要がある。</p> <p>○ なお、「のぞみの園」は昭和46年の設立以来、地域での生活や民間施設等での利用が困難な重度・重複の知的障害者の受け入れを行っており、これまで終生保護(終の棲家)としての位置付けであったが、ノーマライゼーションの理念の下、施設から地域へという大きな流れの中で、施設利用者のうち地域生活が可能と考えられる者の地域移行を進めるとともに、高齢等による地域生活への移行が困難な者については、当施設での生活を余儀なくされており、引き続き事業を実施する必要がある。</p> <p>○ また、当法人の役割である重度知的障害者の支援技術等の調査・研究を行い、その支援技術等の確立を図るとともに、これら援助技術を他の知的障害関係施設等に伝授し、できるだけ多くの知的障害者が地域の中で生活ができるようにする必要がある。</p> <p>さらに、重度知的障害者の支援に携わる者の養成及び支援技術等の研修を実施する必要がある。</p> <p>上記について、施設利用者の自立のための先導的かつ総合的支援、及びそれに関連する調査研究等を行う独立行政法人は他に存在しないことから、他の法人と一体的に実施することはできない。</p>			

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	—
	理由	—
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	生活寮を障害の態様別に再編するとともに、併せて、現在の20か寮を計画的に廃止し15か寮とする予定である。
	理由	施設利用者の高齢化等により、医療的支援が必要な者が増加するなど、施設利用者の支援内容が変化していることから、施設利用者の状況に応じて寮の編成を見直すことが必要であるため。 また、地域生活への移行を進めることにより、施設利用者を3割から4割程度縮減することより、効率的な職員の配置等を行うなど、効率的・効果的な支援を行うため。

2. 運用の徹底した効率化

	①給与水準、人件費の情報公開の状況		役職員の給与規程や退職規程、役員の報酬及び職員の給与の水準(ラスパイレズ指数)について、「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」等に基づき、当法人のホームページに掲載し公表している。
		役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイレズ指数)	ラスパイレズ指数(事務・技術職員) 99.4<平成18年度、対行政職(一)>
		人件費総額の削減状況	人件費総額 平成17年度26.1億円 → 平成18年度24.6億円 <約1.5億円の減(△5.7%)>
	②一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	業務運営の効率化に伴う経費節減を図るため、役職員の給与の計画的な引き下げや定年退職者の後補充の抑制等による人件費の削減や、外部委託や競争入札の導入等による業務委託費の削減に取り組んでいる。
		効率化目標の設定の内容・設定時期	中期目標において、「一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの)について、中期目標期間の最終年度(平成19年度)の額を、特殊法人の時(平成14年度)に比べて13%以上節減する」ととされている。
	③民間委託による経費節減の取組内容		清掃業務や洗濯業務等の定型的な業務(12業務)について外部委託を行っており、経費節減に努めている。
④情報通信技術による業務運営の効率化の状況		法人内の連絡事項はグループウェアを利用する等一層のペーパーレス化や、規程や方針等の共通文書を電子化を図ることにより、業務の効率化に努めている。	

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状	各年度ごとの財務諸表のほか契約の状況や関連法人との取引の状況について、当法人のホームページに掲載し公表している。				
	見直しの方向	関連法人関係については、平成19年度業務委託より競争入札を導入予定。 関連法人以外については、随時内容を精査し、競争入札を導入することとする。				
	関連法人	名称	財団法人国立のぞみの園協会	—	—	合計
		契約額	48,910千円	—	—	48,910千円
		うち随意契約額(%)	70.9%	—	—	70.9%
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)	2名<今泉昭雄(理事長)・柿山青谷(理事)>	—	—	2名<今泉昭雄(理事長)・柿山青谷(理事)>
	関連法人以外の契約先	名称	別添参照	—	—	合計
		契約額		—	—	—
		うち随意契約額(%)		—	—	—
		当該法人への再就職者(随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)		—	—	—
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載					
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載					

3. 自主性・自律性確保

<p>(1) 中期目標 の明確化</p>	<p>現状</p>	<p>(今期中期目標の主な点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域生活への移行の推進により、施設利用者を3割から4割程度縮減する。 ○ 重度知的障害者等の地域生活への移行に向けた処遇と支援体制のあり方について調査・研究を行う。 ○ 知的障害者の支援業務に従事する者への養成・研修。 ○ 他の知的障害者施設等への援助・助言。
	<p>今後の取組方針</p>	<p>(今期中期目標を継承し、効果的な取組みが出来るよう強力に推進する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ・施設利用者の3割から4割の者を引き続き地域生活へ移行するとともに、地域生活移行モデルを他の知的障害関係施設等へ提供。 独立行政法人移行時(15年10月)と比べ、次期中期目標最終年度(24年度末)において地域生活への移行等により3割から4割を縮減する。 <15年10月 499人 → 19年7月末現在 443人 → 24年度末 330人程度> ・施設利用者の地域生活への移行状況を踏まえつつ、自傷・他害等の行動障害を有する重度の知的障害者が地域の中で生活できるよう障害者自立支援法に基づく行動援護、自立訓練等の有期限の日中活動サービスを提供するとともに、これらサービスモデルを他の知的障害関係施設等へ提供。 ○ 自傷・他害等の行動障害を有するなど、著しく支援が困難な者に対する援助技術等について、関係機関等と連携しその支援技術の調査研究を行うとともに、その成果を関係者等に提供。 ○ 重度知的障害者の支援業務に従事する者に対して、行動障害を有するなど支援が困難な者に対する支援技術の研修等の実施。 ○ 重知的障害者の支援業務を行う関係施設の求めに応じ、行動障害を有するなど支援が困難な者等に対する支援技術の援助・助言。
<p>(2) 国民による 意見の活用</p>	<p>現状</p>	<p>施設利用者本人・保護者からの要望等について、苦情解決委員会、第三者評価委員会等を通じて対応している。</p>
	<p>今後の取組方針</p>	<p>引き続き施設利用者本人・保護者からの要望等について、苦情解決委員会、第三者評価委員会等を通じて対応し、サービスの向上に努める。</p>
<p>(3) 業務運営 の体制整備</p>	<p>現状(内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況)</p>	<p>会計監査人による監査のほか、モニタリング評価会議や第三者評価委員会を定期的開催し、各業務部門の業務の点検を行っている。また、役職員が遵守すべき倫理規程を定め、初任者研修等において周知徹底を図るとともに、グループウェアに掲載し共有文書として誰でも閲覧できるようにしている。</p>
	<p>今後の取組方針</p>	<p>モニタリング評価会議や第三者評価委員会による各業務部門の点検を引き続き行うほか、職員研修を実施し、倫理規程の一層の徹底を図ることとしている。</p>

(4) 管理会計を活用 した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	当法人の会計規定に基づく会計経理のほか、独立行政法人会計基準をもとに主要な事業区分別の収支等を分析し、各事業ごとの効率性等の評価を行っている。	
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	全国の知的障害者の支援を行う者等を対象にセミナー等を実施しているが、その収支管理を適切に行うため、個々の事業ごとに経理し、分析・評価を行っている。	
	今後の取組方針	主要な事業区分の収支等を分析し、各事業ごとの効率化を一層進めていく。	
(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容	財源	金額
	共同研究資金	件数	-
	利用料		-
	寄付金	件数	-
	知的財産権	件数 種類	-
	その他	事業収入(介護給付費・訓練等給付費収入他)	1,621,258千円
	計		1,621,258千円
見直し案	短期入所や通所系サービスの充実により自己収入(事業収入)の増を図る。		
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	当法人の事務・事業の内容や運営状況等については、予算・決算などの財政状況のほか、契約の状況等をホームページ等に掲載し公表したほか、第三者評価委員会による評価や監査法人による監査等を受け業務運営に関する指導・助言を受けるとともに、その結果をホームページ等に公表している。	
	今後改善を予定している点	当法人の予算・決算などの財政状況や契約の状況等の運営状況について、情報公開を徹底して行っていくこととしている。	
その他			

(別添) 関連法人以外の契約締結先一覧表 (18年度)

(単位:円)

業者名		契約金額	内、随意契約額 (*) (%)	当該法人への再就職者 (随意契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)
1	シーメンス旭メディテック (株)	5,460,000	100.0	—
2	(株)ニチイ学館	7,875,000	100.0	—
3	(株)高崎共同計算センター	2,079,000	100.0	—
4	(株)エヌ・ティ・ティ・エムイ-群馬	2,091,600	100.0	—
5	ミヤマ (株)	1,209,600	100.0	—
6	石川島汎用ボイラ (株)	2,844,200	100.0	—
7	東京日産自動車販売 (株)	3,123,548	100.0	—
8	医療法人社団 三愛会	1,269,399	100.0	—
		25,952,347		

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し ②これまでの指摘に対応する措置

*総務省政・独委から、当省評価委員会への勧告を記載

府省名	厚生労働省
-----	-------

法人名	事業類型(区分)	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)	
				内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
独立行政法人国立 重度知的障害者総 合施設のぞみの園	資産債務型/ 特定事業執行型(福祉)	養成・研修	—	平成17年度から本格的に実施する養成・研修業務について、定量的・具体的目標の設定等により達成状況の適切な把握の視点からの評価を行うこと。(平成16年度)	政独委→厚労省評価委員会	①	<のぞみの園の取組> 平成17年度から全国規模のセミナー等を実施し、開催後受講者にアンケート調査を行い、理解度・満足度の向上等のために活用している。(平成17年度)
	資産債務型/ 特定事業執行型(福祉)	—	—	関連公益法人への外部委託について、その妥当性と、費用削減効果、サービスの水準等を把握した上で評価を行うこと。(平成16年度)	政独委→厚労省評価委員会	①	<のぞみの園の取組> 関連法人への外部委託業務については、順次、指名競争入札による契約に変更してきている。(平成15年度から) それらの業務は、全て指名競争入札に付した結果であり、サービス内容に問題はなく、かつ経費節減も図られている。
	資産債務型/ 特定事業執行型(福祉)	—	—	民間の援護施設との交流の一層の推進という視点から評価を行うこと。(平成17年度)	政独委→厚労省評価委員会	②	<のぞみの園の取組> 全国の知的障害関係施設の職員等を対象にして、セミナー等を実施しており、その研修カリキュラムの中で、情報交換の時間を設けるなど、交流を図る取組を進めている。 (平成17年度から)
	資産債務型/ 特定事業執行型(福祉)	—	—	①地域移行の中期目標達成は難しい。 ②調査・研究成果の運営業務への反映状況が明確ではない。 ③援助・助言について実勢が上がっていないなどの指摘があり、モデル的な処遇を行う位置付けについて、必ずしも応えられていないので、原因分析を行うとともに、中期目標期間終了時の検討を視野に入れて今後の各業務のあり方の検討や目標の設定に資する評価を行うこと。(平成18年度)	政独委→厚労省評価委員会	②	<のぞみの園の取組> 地域移行のスピードアップや調査・研究成果のフィードバック、援助・助言の体制整備等を行うことにより、強力に取組を推進させることとしている(平成18年度)。 今後の業務のあり方については、次期中期目標の中でモデル的な施設としての位置付けを明確にする方向で検討している。(平成19年度)

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。
なお、別紙1-2「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)に記載の指摘事項はすべて記載してください。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のみみの園		府省名	厚生労働省	
資産との関連を有する事務・事業の名称	①施設の設置・運営、②調査、研究及び情報の提供、③養成及び研修、④援助及び助言				
資産との関連を有する事務・事業の内容	<p>①施設の設置・運営に関する事業</p> <p>ア. 施設利用者の3割から4割の者を地域生活へ移行 ノーマライゼーションの理念に基づき、施設利用者の3割から4割の者を引き続き地域生活へ移行するとともに、施設利用者の地域生活への移行に関する援助技術を他の知的障害関係施設等へ情報提供する。</p> <p>イ. 新たな利用ニーズへの対応及びサービスモデルの提供 施設利用者の地域生活への移行状況を踏まえつつ、自傷・他害等の行動障害を有する重度の知的障害者が地域の中で生活できるよう、障害者自立支援法に基づく行動援護、自立訓練等の日中活動サービスを提供するとともに、これらサービスモデルを他の知的障害関係施設等へ提供する。</p> <p>②調査、研究及び情報の提供に関する事業 自傷・他害等の行動障害を有するなど、著しく支援が困難な者に対する支援技術等について、関係機関等と連携してその調査研究を行うことにより、重度知的障害者に対する支援技術を確立するとともに、その成果を関係者等に提供する。</p> <p>③養成及び研修に関する事業 重度知的障害者の支援業務に従事する者に対して、行動障害を有するなど支援が困難な者に対する支援技術の専門的かつ高度な養成研修を実施する。</p> <p>④障害者支援施設に対する援助及び助言に関する事業 重度知的障害者の支援業務を行う関係施設の求めに応じ、行動障害を有するなど支援が困難な者に対する支援技術の援助・助言を行う。</p>				
国からの財政支出額	2,641,188	支出予算額	4,166,691		
対19年度当初予算増減額	162,236	対19年度当初予算増減額	70,631		
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	金融資産については、保有していない。実物資産は、別紙3。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		府省名	厚生労働省	
No.	1	施設名	国立のぞみの園	用途	9(総合福祉施設)
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等の処分の方向性</p> <p>当法人は、事務・事業等の見直しを行った後においても、当該資産を引き続き使用することとしている。</p>					
<p>○ 売却する場合、売却予定時期 : なし</p>					
<p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>○売却処分を行わない理由 当法人においては、土地・建物等の実物資産(固定資産)を有しているが、施設利用者の日中・夜間の生活の場となっており、売却はできない。生活寮の廃止により、空き寮となる建物については、施設利用者のニーズの拡大等に応じて日中活動の場として活用するなど、施設利用者の支援の向上を図るために有効活用を図る予定である。 なお、施設利用者の支援を行っている生活寮等を売却して敷地外で民間から賃借などにより事業を実施することは、職員の配置等が別途必要となるなど、効率的ではなく適切ではない。</p>					

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

(その他型)		
事業類型	<input checked="" type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査 <input type="checkbox"/> 製造・生産 <input type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等	
事務・事業の名称	①施設の設置・運営、②調査、研究及び情報の提供、③養成及び研修、④援助及び助言	
事務・事業の内容	①施設の設置・運営に関する事業 ア. 施設利用者の3割から4割の者を地域生活へ移行 ノーマライゼーションの理念に基づき、施設利用者の3割から4割の者を引き続き地域生活へ移行するとともに、施設利用者の地域生活への移行に関する援助技術を他の知的障害関係施設等へ情報提供する。 イ. 新たな利用ニーズへの対応及びサービスモデルの提供 施設利用者の地域生活への移行状況を踏まえつつ、自傷・他害等の行動障害を有する重度の知的障害者が地域の中で生活できるよう、障害者自立支援法に基づく行動援護、自立訓練等の日中活動サービスを提供するとともに、これらサービスモデルを他の知的障害関係施設等へ提供する。 ②調査、研究及び情報の提供に関する事業 自傷・他害等の行動障害を有するなど、著しく支援が困難な者に対する支援技術等について、関係機関等と連携してその調査研究を行うことにより、重度知的障害者に対する支援技術を確立するとともに、その成果を関係者等に提供する。 ③養成及び研修に関する事業 重度知的障害者の支援業務に従事する者に対して、行動障害を有するなど支援が困難な者に対する支援技術の専門的かつ高度な養成研修を実施する。 ④障害者支援施設に対する援助及び助言に関する事業 重度知的障害者の支援業務を行う関係施設の求めに応じ、行動障害を有するなど支援が困難な者に対する支援技術の援助・助言を行う。	
国からの財政支出額	2,641,188 支出予算額 4,166,691	
対19年度当初予算増減額	162,236 対19年度当初予算増減額 70,631	
官民競争入札等 (①)	検討	官民競争入札等の導入は不可能。
	理由	施設利用者である重度の知的障害者に対しては、各人の障害の状況や生活の状況を十分把握した上で、施設利用者の希望を踏まえて適切に支援する必要があり、当法人がこれまでの経験から培われた援助技術や知識を活かして支援に当たることが適当。特に、当法人が個別法に基づき重度の知的障害者の自立（地域移行）を目的とした業務を行っており、地域移行を進めるためには、施設利用者本人へのきめ細かな支援と、施設利用者及び保護者に対する理解と同意を得るための調整、出身自治体等との協議等、一人ひとり丁寧に粘り強く対応することが必要であることから、当法人の目的を達成するためには当法人が引き続き実施することが効果的・効率的であるため。
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	可（施設利用者については、障害者自立支援法に基づき一定の負担を求めている。）
	受益者負担金 (算定方法、総計)	1,504百万円(障害者自立支援法に基づ(入所・通所者)
	運営コスト (内訳、総計)	3,300百万円(入所・通所者)
	受益者負担金－運営コスト	△1,796百万円(入所・通所者)
	見直し案	施設利用者の負担については、法律に基づいて一定の負担を求めていることから、法律の規定に変更があれば、その規定をもとに変更する。
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在しない。
	内容	—
	理由	—

法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	当法人の敷地外に生活体験ホーム、共同生活介護（ケアホーム）を設置している。
	一体的実施の可否	可（既に実施済）
	内容	敷地外の施設については、地域生活移行のための地域生活の体験、又は現に地域生活を行わせるために設置しており、合理性があるととも、当法人の職員が利用者の支援を行うなど、既に一体的に運営を行っている。
	理由	—

金融資産の処分に係わる具体的措置(その①)

法人名	独) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	府省名	厚生労働省						
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)									
A	合計	1 百万円	<table border="0"> <tr> <td>内 貸付金</td> <td>:</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>内 割賦債権</td> <td>:</td> <td>— 百万円</td> </tr> </table>	内 貸付金	:	— 百万円	内 割賦債権	:	— 百万円
内 貸付金	:	— 百万円							
内 割賦債権	:	— 百万円							
B	現金及び預金	1 百万円							
C	有価証券	— 百万円							
D	受取手形	— 百万円	内 貸付金 : — 百万円						
E	売掛金	— 百万円	内 割賦債権 : — 百万円						
F	投資有価証券	— 百万円							
G	関係会社①	— 百万円	… 関係会社株式						
H	関係会社②	— 百万円	… その他の関係会社有価証券						
I	長期貸付金①	— 百万円	… J・K以外の長期貸付金						
J	長期貸付金②	— 百万円	… 役員又は職員に対するもの						
K	長期貸付金③	— 百万円	… 関係法人に対するもの						
L	破綻債権等	— 百万円	<table border="0"> <tr> <td>内 貸付金</td> <td>:</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>内 割賦債権</td> <td>:</td> <td>— 百万円</td> </tr> </table>	内 貸付金	:	— 百万円	内 割賦債権	:	— 百万円
内 貸付金	:	— 百万円							
内 割賦債権	:	— 百万円							
M	積立金	— 百万円							
N	出資金	— 百万円							

金融資産の処分に係わる具体的措置(その②)

法人名	独) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	府省名	厚生労働省
<p>○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性</p> <p style="text-align: center;">—</p>			
<p>○ 不良化している債権(L)の早期処分の方向性</p> <p style="text-align: center;">—</p>			
<p>○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性</p> <p style="text-align: center;">—</p>			
<p>○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性</p> <p style="text-align: center;">—</p>			